八戸市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて(お知らせ)

当市では、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者、工事現場に常駐しその運営及び取締りを行う者として現場代理人の設置を求めていますが、建設業者の受注機会の拡大や技術者不足への配慮を目的として、主任技術者及び現場代理人の兼務要件を緩和することとしました。

つきましては、別紙のとおり八戸市発注の建設工事における技術者等の取扱いを定め、実施しま すのでお知らせします。

記

1 専任を要する主任技術者の兼務要件の緩和について

下記の要件のいずれかを満たし、市長が認めた場合、工事を2件まで兼務できることとします。

- ① 既に施工中の建設工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と 判断されたため、随意契約した建設工事
- ② 既に施工中の建設工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した建設工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した建設工事
- ④ 施工にあたり相互に調整を要する建設工事で、工事現場の相互の間隔が概ね10キロメート ル以内の近接工事
- ⑤ 災害等緊急を要する建設工事

2 現場代理人の兼務要件について

下記の要件のいずれかを満たし、市長が認めた場合、工事を3件まで兼務できることとします。

- ① 専任を要する主任技術者の兼務要件 ①~⑤ のいずれかに該当する市発注の建設工事
- ② 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない市発注の建設工事

3 その他

- (1) 平成28年4月1日より実施します。
- (2) 兼務要件を満たしていても、現場の施工管理上、兼務を認めない場合もあります。
- (3) 提出された「現場代理人兼務届」又は「主任技術者兼務届」の記載内容に虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を講じることがあります。
- (4) 兼務要件等の詳細については別紙をご確認ください。